

関係各位

都市政策部技術管理課長

工事請負契約約款第27条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアルについて（お知らせ）

日頃より新潟市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新潟市における工事請負契約約款第27条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（以下、インフレスライド運用マニュアル）では、適用対象工事の確認時期を賃金水準の変更がなされた時としておりますが、令和4年12月に国土交通省が「スライド条項に関するFAQ」を公表したことを受け、新潟市においてもインフレスライド運用マニュアルは、下記のとおり賃金水準の変動にかかわらず、物価水準の変動でも適用可能となります。

記

1 主な内容

- (1) 物価水準の変動による請負金額の変動額が、残工事費の1%を超える場合は、インフレスライド運用マニュアルによる対応が可能となります。
- (2) 物価水準が上昇している場合、受注者は増額スライド額を試算し、増額スライド試算額が受注者負担である残工事費の1%を超え、かつ残工期が2ヶ月以上ある場合に請求可能となります。請求後のスライド額算出方法や手続き等はインフレスライド運用マニュアルによります。

2 適用日

本日以降、請求対象となる工事から適用します。

3 問い合わせ先

・都市政策部技術管理課      (025-226-3077)